

○筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス事業の人員、設備及び運営並びに国基準の通所介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱

(平成 29 年 2 月 28 日要綱第 11 号)

## 目次

### 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

### 第 2 章 国基準の通所介護サービス

#### 第 1 節 基本方針(第 3 条)

#### 第 2 節 人員に関する基準(第 4 条・第 5 条)

#### 第 3 節 設備に関する基準(第 6 条)

#### 第 4 節 運営に関する基準(第 7 条―第 34 条)

#### 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第 35 条―第 38 条)

### 第 3 章 通所型サービス C

#### 第 1 節 基本方針(第 39 条)

#### 第 2 節 人員に関する基準(第 40 条・第 41 条)

#### 第 3 節 設備に関する基準(第 42 条)

#### 第 4 節 運営に関する基準(第 43 条―第 46 条)

## 附則

### 第 1 章 総則

#### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 15 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する通所型サービス事業の人員、設備及び運営並びに国基準の通所介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び介護保険施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)及び筑紫野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成 29 年筑紫野市要綱第 7 号。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法定代理受領サービス 法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により国基準の通所介護サービスに係る第 1 号事業支給費が利用者に代わり国基準の通所介護サービスの事業を行う者に支払われるときの当該第 1 号事業支給費に係る国基準の通所介護サービスをいう。
- (2) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

## 第 2 章 国基準の通所介護サービス

### 第 1 節 基本方針

(基本方針)

第 3 条 国基準の通所介護サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

### 第 2 節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 4 条 国基準の通所介護サービスを行う事業者(以下「国基準の通所介護サービス事業者」という。)が当該国基準の通所介護サービスを行う事業所(以下「国基準の通所介護サービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 国基準の通所介護サービスの提供日ごとに、国基準の通所介護サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該国基準の通所介護サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該国基準の通所介護サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)国基準の通所介護サービスの単位ごとに、専ら当該国基準の通所介護サービスの提供に当たる看護職員が 1 以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 国基準の通所介護サービスの単位ごとに、当該国基準の通所介護サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該国基準の通所介護サービス

の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該国基準の通所介護サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、国基準の通所介護サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等事業基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における国基準の通所介護サービス及び指定通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該事業所の利用定員(当該事業所において同時に国基準の通所介護サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。)が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、国基準の通所介護サービスの単位ごとに、当該国基準の通所介護サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該国基準の通所介護サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 国基準の通所介護サービス事業者は、国基準の通所介護サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該国基準の通所介護サービスに従事させるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の国基準の通所介護サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の国基準の通所介護サービスの単位は、国基準の通所介護サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該国基準の通所介護サービスの他の職務に従事することができるものとする。

- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤とする。
- 8 国基準の通所介護サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、国基準の通所介護サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第5条 国基準の通所介護サービス事業者は、国基準の通所介護サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くものとする。ただし、国基準の通所介護サービス事業所の管理上支障がないときは、当該管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内に当該事業者が設置する他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第6条 国基準の通所介護サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに国基準の通所介護サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えるものとする。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

#### (1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら国基準の通所介護サービスの事業の用に供するものとする。ただし、利用者に対する国基準の通所介護サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合(国基準の通所介護サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に国基準の通所介護サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 国基準の通所介護サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、国基準の通所介護サービスと指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第7条 国基準の通所介護サービス事業者は、国基準の通所介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第23条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護職員等の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。この場合において、当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものとする。
- 2 国基準の通所介護サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該国基準の通所介護サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
    - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
      - ア 国基準の通所介護サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
      - イ 国基準の通所介護サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者

又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、国基準の通所介護サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものとする。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、国基準の通所介護サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 国基準の通所介護サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得るものとする。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち国基準の通所介護サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た国基準の通所介護サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によらず行うものとする。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否)

第8条 国基準の通所介護サービス事業者は、正当な理由なく国基準の通所介護サービスの提供を拒まないものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 国基準の通所介護サービス事業者は、当該国基準の通所介護サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域を

いう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な国基準の通所介護サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを実施する事業者への連絡、適当な他の国基準の通所介護サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を、速やかに、講ずるものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 国基準の通所介護サービス事業者は、国基準の通所介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者であることを確かめるものとする。

2 国基準の通所介護サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、国基準の通所介護サービスを提供するように努めるものとする。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第11条 国基準の通所介護サービス事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請等について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第12条 国基準の通所介護サービス事業者は、国基準の通所介護サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを実施する事業者が開催するサービス担当者会議(法第115条の45第1項第1号に規定する事業に関する知識を有する職員が介護予防サービス計画等(介護予防サービス計画又は第1号介護予防支援事業により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。以下同じ。)の作成のために介護予防サービス計画等の原案に位置付けた事業の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(介護予防支援事業者等との連携)

第13条 国基準の通所介護サービス事業者は、国基準の通所介護サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを実施する事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 国基準の通所介護サービス事業者は、国基準の通所介護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを実施する事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第14条 国基準の通所介護サービス事業者は、国基準の通所介護サービスの提供の開始に際し、利用申込者が第1号事業支給費を受けるための要件を満たしていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画等の作成を介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを実施する事業者に依頼する旨を市長に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを実施する事業者に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行うものとする。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第15条 国基準の通所介護サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った国基準の通所介護サービスを提供するものとする。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第16条 国基準の通所介護サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを実施する事業者への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

(サービスの提供の記録)

第17条 国基準の通所介護サービス事業者は、国基準の通所介護サービスを提供した際には、当該国基準の通所介護サービスの提供日及び内容その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

2 国基準の通所介護サービス事業者は、国基準の通所介護サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(利用料等の受領)



第 18 条 国基準の通所介護サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する国基準の通所介護サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該国基準の通所介護サービスに係るサービス費用基準額から当該事業者を支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 国基準の通所介護サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない国基準の通所介護サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、国基準の通所介護サービスに係るサービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 国基準の通所介護サービス事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつの購入等に要する費用
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、国基準の通所介護サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第 2 号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成 17 年厚生労働省告示第 419 号)の例によるものとする。

5 国基準の通所介護サービス事業者は、国基準の通所介護サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(第 1 号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第 19 条 国基準の通所介護サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない国基準の通所介護サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した国基準の通所介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(利用者に関する市長への通知)

第 20 条 国基準の通所介護サービス事業者は、国基準の通所介護サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに国基準の通所介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって国基準の通所介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 21 条 国基準の通所介護サービス事業者は、現に国基準の通所介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに、主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者の責務)

第 22 条 国基準の通所介護サービス事業所の管理者は、国基準の通所介護サービス事業所の従業者の管理及び国基準の通所介護サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 国基準の通所介護サービス事業所の管理者は、当該国基準の通所介護サービス事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 23 条 国基準の通所介護サービス事業者は、国基準の通所介護サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 国基準の通所介護サービスの利用定員

(5) 国基準の通所介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) その他運営に関する重要事項

2 国基準の通所介護サービス事業者は、国基準の通所介護サービス事業所の見やすい場所に、前項に規定する重要事項に関する規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(勤務体制の確保等)

第 24 条 国基準の通所介護サービス事業者は、利用者に対し適切な国基準の通所介護サービスを提供できるよう、国基準の通所介護サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めるものとする。

2 国基準の通所介護サービス事業者は、国基準の通所介護サービス事業所ごとに、当該国基準の通所介護サービス事業所の従業者によって国基準の通所介護サービスを提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 国基準の通所介護サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第 25 条 国基準の通所介護サービス事業者は、利用定員を超えて国基準の通所介護サービスの提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(非常災害対策)

第 26 条 国基準の通所介護サービス事業者は、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第 27 条 国基準の通所介護サービス事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 国基準の通所介護サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 3 国基準の通所介護サービス事業者は、当該国基準の通所介護サービス事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(秘密保持等)

第 28 条 国基準の通所介護サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。

- 2 国基準の通所介護サービス事業者は、当該国基準の通所介護サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 国基準の通所介護サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与)

第 29 条 国基準の通所介護サービス事業者は、介護予防支援事業者若しくは介護予防ケアマネジメントを実施する事業者又はその従業者等に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

(苦情処理)

第 30 条 国基準の通所介護サービス事業者は、提供した国基準の通所介護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国基準の通所介護サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 国基準の通所介護サービス事業者は、提供した国基準の通所介護サービスに関し、法第 115 条の 45 の 7 の規定により市長が行う帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 国基準の通所介護サービス事業者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告するものとする。

5 国基準の通所介護サービス事業者は、提供した国基準の通所介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 国基準の通所介護サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。  
(地域との連携)

第31条 国基準の通所介護サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した国基準の通所介護サービスに関する利用者からの苦情に関して市長等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市長が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第32条 国基準の通所介護サービス事業者は、利用者に対する国基準の通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市長、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 国基準の通所介護サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 国基準の通所介護サービス事業者は、利用者に対する国基準の通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、損害賠償を行うものとする。

4 国基準の通所介護サービス事業者は、第6条第4項の国基準の通所介護サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講ずるものとする。

(会計の区分)

第33条 国基準の通所介護サービス事業者は、国基準の通所介護サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、国基準の通所介護サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第 34 条 国基準の通所介護サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 国基準の通所介護サービス事業者は、利用者に対する国基準の通所介護サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号及び第 2 号に掲げる記録にあつてはサービスの提供に係る事業費支払の日から 5 年間、第 3 号から第 5 号までに掲げる記録にあつてはその完結の日から 2 年間保存するものとする。

- (1) 国基準の通所介護サービス計画
- (2) 第 17 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第 20 条に規定する市長への通知に係る記録
- (4) 第 30 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第 32 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(国基準の通所介護サービスの基本取扱方針)

第 35 条 国基準の通所介護サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 国基準の通所介護サービス事業者は、自らその提供する国基準の通所介護サービスの質の評価を行うとともに、主事の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

3 国基準の通所介護サービス事業者は、国基準の通所介護サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。

4 国基準の通所介護サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。

5 国基準の通所介護サービス事業者は、国基準の通所介護サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。

(国基準の通所介護サービスの具体的取扱方針)

第 36 条 国基準の通所介護サービスの方針は、第 3 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 国基準の通所介護サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 国基準の通所介護サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、国基準の通所介護サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した国基準の通所介護サービス計画を作成するものとする。
- (3) 国基準の通所介護サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画等の内容に沿って作成するものとする。
- (4) 国基準の通所介護サービス事業所の管理者は、国基準の通所介護サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- (5) 国基準の通所介護サービス事業所の管理者は、国基準の通所介護サービス計画を作成した際には、当該国基準の通所介護サービス計画を利用者に交付するものとする。
- (6) 国基準の通所介護サービスの提供に当たっては、国基準の通所介護サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 国基準の通所介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 国基準の通所介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 国基準の通所介護サービス事業所の管理者は、国基準の通所介護サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該国基準の通所介護サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを実施する事業者に報告するとともに、当該国基準の通所介護サービス計画に記載したサービスの提供を行

う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該国基準の通所介護サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

(10) 国基準の通所介護サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを実施する事業者に書面で報告するものとする。

(11) 国基準の通所介護サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて国基準の通所介護サービス計画の変更を行うものとする。

(12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する国基準の通所介護サービス計画の変更について準用する。

(国基準の通所介護サービスの提供に当たっての留意点)

第37条 国基準の通所介護サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行うものとする。

(1) 国基準の通所介護サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。)第30条第7号に規定するアセスメントをいう。)において把握された課題、国基準の通所介護サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 国基準の通所介護サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 国基準の通所介護サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第38条 国基準の通所介護サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事



業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、直ちに、主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めるものとする。

- 2 国基準の通所介護サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めるものとする。
- 3 国基準の通所介護サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めるものとする。
- 4 国基準の通所介護サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、直ちに、主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 通所型サービスC

#### 第1節 基本方針

(基本方針)

第39条 通所型サービスC(個別)(リハビリテーション専門職による個別プログラムを重視したサービス(以下「通所型サービスC(個別)」という。))、及び通所型サービスC(集団)(健康運動指導士等による集団指導を取り入れたサービス(以下「通所型サービスC(集団)」という。))の事業は、日常生活に支障のある生活行為を改善するために利用者の個別性に応じて包括的なプログラムを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

#### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第40条 通所型サービスC(個別)の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 理学療法士又は作業療法士 通所型サービスC(個別)の単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる理学療法士又は作業療法士1人。ただし、支障がない場合は、同一フロアでの兼務可能とする。
- (2) 指導員 通所型サービスC(個別)の単位ごとに、利用者6人までの場合は、集団への経験のある専ら当該サービスの提供に当たる介護職員1人。ただし、支障がない場合は、同一フロアでの兼務可能とする。

- 2 通所型サービスC(集団)の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、通所型サービスC(集団)の単位ごとに、専ら当該サービスの提供に当たる健康運動指導士2人とする。

(管理者)

第41条 通所型サービスC(個別)及び通所型サービスC(集団)の事業を行う者は、それぞれのサービスごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くものとする。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

(設備等)

第42条 通所型サービスC(個別)及び通所型サービスC(集団)の事業を行う者が当該事業を行う事業所は、それぞれのサービスを実施するために必要な広さの機能訓練室を有するものとするほか、それぞれのサービスの提供に必要な設備及び備品を備えるものとする。

- 2 通所型サービスC(個別)の事業を行う者は、高齢者が安全に利用できるよう設計されたトレーニングマシンを利用定員2人に対して1台以上備えるものとする。

### 第4節 運営に関する基準

(記録の整備)

第43条 通所型サービスC(個別)及び通所型サービスC(集団)の事業を行う者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 通所型サービスC(個別)及び通所型サービスC(集団)の事業を行う者は、利用者に対する通所型サービスC(個別)及び通所型サービスC(集団)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第2号に掲げる記録にあつてはサービスの提供に係る事業費支払の日から5年間、第3号から第5号までに掲げる記録にあつてはその完結の日から2年間保存するものとする。

(1) 個別支援計画

(2) 第45条において準用する第17条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第45条において準用する第20条に規定する市長への通知に係る記録

(4) 第45条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 45 条において準用する第 32 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(事業の廃止または休止の届出及び便宜の提供)

第 44 条 通所型サービス C (個別) 又は通所型サービス C (集団) の事業を行う者は、通所型サービス C (個別) 又は通所型サービス C (集団) の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出るものとする。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に通所型サービス C (個別) 又は通所型サービス C (集団) の事業を受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 通所型サービス C (個別) 又は通所型サービス C (集団) の事業を行う者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前 1 月以内に通所型サービス C (個別) 又は通所型サービス C (集団) の事業を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを実施する事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(準用)

第 45 条 第 8 条から第 13 条まで、第 15 条から第 17 条まで、第 20 条から第 22 条まで及び第 25 条から第 33 条までの規定は、通所型サービス C の事業について準用する。

(補則)

第 46 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。